

輸出・国際局所管法令等に基づく申請等の手続における旧姓使用について

令和 7 年 12 月 26 日

輸出・国際局が所管する法律及びこれらの法律に基づく政省令等の規定（他の省庁が主管する規定を除く。）に基づく申請、届出、通知等における旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいいます。）の使用について、下記のとおりお知らせします。

- 1 申請者等が、申請、届出、通知等を行おうとする際に、旧姓使用を希望する場合は、旧姓を単記若しくは併記することができます。
- 2 旧姓の単記とは、申請者等の氏名欄において、旧姓のみを記載することをいいます。
- 3 旧姓の併記とは、申請者等の氏名欄において、戸籍氏に加えて括弧書きで旧姓を記載することをいいます。
(例) 水産太郎が農林太郎に改姓した場合：農林〔水産〕太郎
- 4 上記 1 による手続において、本人確認のため氏名を証明する書類の提出等が求められている場合は、旧姓を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類を提示又は提出してください。

以上